

総務省行政相談センター

まぐみみ山形

令和2年7月豪雨災害による 被災者の皆様への生活支援 窓口案内（ガイドブック）

令和2年7月豪雨災害で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

総務省山形行政監視行政相談センターでは、今回の災害に関して、いろいろなお問合せやご相談を受け付けております。

また、支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

- 電話による相談受付：平日の8：30～17：15（左記時間帯以外は留守番電話対応）

行政相談専用ダイヤル 0570-090110

※ 一部のIP電話等は利用できない場合があります。

この場合、常設の行政相談専用ダイヤル **023-632-1100**（要通話料）
をご利用ください。

- 来所による相談受付：平日の8：30～17：15

住所：山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎3階

山形行政監視行政相談センター（主任行政相談官室）

- インターネットによる相談受付

URL：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

- FAXによる相談受付

023-632-3117



【相談の受付について】

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご相談の際には、できるだけ電話・インターネット・手紙・FAX を利用くださいますようお願いいたします。対面による相談をご希望の場合は、マスクの着用や相談時間の制限など、感染防止対策へのご理解・ご協力をお願いいたします。

（注）このガイドブックは、令和2年12月28日時点の情報で作成しています。

まぐみみ山形



総務省行政相談センター

総務省山形行政監視行政相談センター
山形官公庁苦情相談連絡協議会

〒990-0041 山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎3階

電話：023-632-3113

FAX：023-632-3117

(注) 1 関係各機関等における支援策等については、随時、追加、変更し、当センターホームページに掲載してまいります。

<http://www.soumu.go.jp/kanku/tohoku/yamagata/toppage1.html>

2 災害救助法の適用が条件となっている支援措置があります。

今回の令和2年7月豪雨災害においては、山形県内の以下の31市町村が災害救助法の適用を受けています。(適用日：令和2年7月28日)

【災害救助法適用市町村（13市16町2村）】

山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、最上町、舟形町、大蔵村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、三川町、庄内町

【特定非常災害の指定】※適用される地域は、上記災害救助法が適用される市町村です。

令和2年7月豪雨に伴う災害が特定非常災害に指定されました。この指定により、次の措置が講じられます。

① 運転免許のような許認可等について、存続期間(有効期間)が最長で令和2年12月28日(月)まで延長されます。

令和2年7月3日(金)以後に満了する許認可等が対象です。対象となる許認可等、対象地域、延長後の満了日は今後、各府省の告示で定められ、下記の総務省特設ページ等でお知らせします。

② 事業報告書の提出、薬局の休廃止等の届出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます(令和2年10月30日(金)までに履行すれば、処分や刑罰を受けません。)

上記のほか、③法人に係る破産手続開始の決定の留保、④相続放棄等の熟慮期間の延長、⑤民事調停の申立手数料の免除の措置が講じられます(⑤の詳細は、最寄りの裁判所にお尋ねください。)

<総務省特設ページ> https://www.soumu.go.jp/R207_hr/hisai.html



(コード更新済み)

目

次



住まいや身の回りのこと

- 1 被災証明書の発行 (P. 1)
- 2 被災者のための住宅提供 (P. 4)
- 3 被災住宅の応急修理等 (P. 4)
- 4 災害ゴミの収集等 (P. 5)
- 5 被災住宅の補修や再建に関する相談 (P. 5)



お金のこと

- 6 災害援護資金の貸付 (P. 6)
- 7 生活福祉資金の貸付 (P. 6)
- 8 災害復興住宅融資等に関する相談窓口 (P. 7)
- 9 住宅ローンの返済 (P. 8)
- 10 被災学生等特別就職相談窓口 (P. 8)
- 11 労働保険 (P. 9)



役所の手続きのこと

- 12 国税関係 (P. 10)
- 13 県税の特別措置 (P. 10)
- 14 市町村税の特別措置 (P. 11)
- 15 公共料金の減免措置等 (P. 11)
- 16 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合 (P. 12)
- 17 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合 (P. 13)
- 18 自動車の廃車手続等 (P. 14)



民間の手続きのこと

- 19 令和2年7月豪雨金融庁相談ダイヤル (P. 15)
- 20 損害保険 (P. 15)
- 21 生命保険の契約内容 (P. 16)
- 22 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合 (P. 16)
- 23 法律相談等の窓口 (P. 17)



医療・健康のこと

- 24 医療保険の受診、介護サービスの利用 (P. 18)
- 25 こころの悩みや健康に関する相談 (P. 18)



教育のこと

- 26 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付 (P. 19)



事業者の方へ

- 27 中小企業者を対象とした相談窓口 (P. 20)
- 28 農林漁業関係の相談窓口 (P. 21)



そのほかの情報

- 29 消費生活相談窓口 (P. 22)
- 30 外国人の相談窓口 (P. 22)
- 31 義援金について (P. 23)
- 32 市町村連絡先一覧 (P. 23)



住まいや身の回りのこと

1 り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書」は、住宅等の建物が被害にあったことを証明するものです。保険の支払いを受ける場合や各種支援・融資の申請、税金の減免などに必要となる場合があります。
- ◆ 市町村によっては、自動車や家財などの動産が災害による被害を受けたことの証明として「被災証明書」（市町村により「被災届出証明書」、「り災届出証明書」という名称を使用）の発行も行っています。
- ◆ 各市町村における「り災証明書」の窓口は以下のとおりです。
発行には、①申請者本人の認印、②本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証等）、③被災状況が分かる写真等が必要となります。
詳しくは、各窓口にお問い合わせください。

地区	市町村	申請窓口	電話番号等
村山	山形市	総務部 防災対策課	023-641-1212（内線216） ・受付時間：午前8時30分～午後5時15分まで
	寒河江市	税務課 固定資産税係	0237-85-1708 ・災害被害確認書（住居以外）の申請も受付 ・受付時間：午前8時30分～午後5時15分まで
	上山市	庶務課 危機管理室	023-672-1111（内線281、282） 受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分まで
	村山市	税務課 資産税係	0237-55-2111 ・8月3日から受付 （災害の発生した日から3か月間） ・被災届出証明書（住家以外）も受付
	天童市	税務課 固定資産税係	023-654-1111（内線779） ・被災証明書（住家以外）も受付
	東根市	建設課 建築住宅係	0237-42-1111（内線2726・2727） ①罹災証明書 令和2年8月11日～12月28日まで延長 ②被災届出証明書 令和2年8月11日～12月28日まで

地区	市町村	申請窓口	電話番号等
	尾花沢市	総務課 防災危機管理室	0237-22-1111 (内線234)
	山辺町	(1)罹災証明書 税務課 固定資産税係	023-667-1105
		(2)被災証明書 防災対策課	023-667-1119
	中山町	総務広報課 危機管理グループ	023-662-4899 ・7月29日から受付
	河北町	(1)罹災証明書 税務町民課 固定資産税係	0237-73-2113、73-5160 (令和2年8月21日(金)まで) 申請終了
		(2)被災届出証明書 ①農林振興課 ②商工観光課 ③環境防災課	・8月11日から受付 ①農林水産業に関する被災 0237-73-2112 ②商工観光業に関する被災 0237-73-5162 ③その他の被災(住宅、家財や車両など) 0237-73-2116
	西川町	(1)罹災証明書 町民税務課 税務係	0237-74-2117
		(2)被災証明書 総務課 危機管理係	0237-74-4404 (住宅以外)
	朝日町	税務町民課 税務係	0237-67-2107 ・被災証明書も受付 (朝日町役場1階総合窓口で受付)
	大江町	(1)罹災証明書 税務町民課 固定資産税係	0237-62-2119 ・住家のみ
		(2)被災証明書 総務課危機管理係	0237-62-2187
大石田町	町民税務課	0237-35-2111 (内線127) ・令和2年8月14日～ 午前8時30分～午後5時(土日祝日を除く) ・被災証明書(住居以外)も受付	
置賜	長井市	税務課 固定資産税係	0238-87-0683 ・平日 午前8時30分から午後5時15分まで
	南陽市	(1)罹災証明書 税務課 資産税係	0238-40-0259

地区	市町村	申請窓口	電話番号等
	南陽市	(2) 被災証明書 総合防災課	0238-40-0267
	高畠町	税務課 資産税係	0238-52-2078 ・被災証明書も発行します。
	川西町	税務会計課 町税グループ 資産税担当	0238-42-6624 ・被災証明書も発行します。
	白鷹町	総務課 防災管財係	0238-85-6122 ・被災証明書も受付
	飯豊町	総務課防災管財室	0238-87-0695 ・午前8時30分から午後5時まで
最上	新庄市	環境課	0233-29-5827 (直通) ・7月31日から受付 ・8時30分～17時15分(平日)
	最上町	総務課 危機管理室	0233-43-2111 ・被災証明も受付
	舟形町	住民税 務課税務係	0233-32-2111 (内線317)
	大蔵村	住民税務課 税務係	0233-75-2103 (内線251・252) ・8月12日から受付 ・被災証明も受付
	戸沢村	総務課 危機管理室	0233-32-0125 ・被災証明も受付
庄内	鶴岡市		・8月3日から受付 (平日午前8時30分～午後5時15分) 0235-25-2111 内線209
		本所総務部課税課	
		温海庁舎総務企画課	0235-43-4611
		藤島庁舎総務企画課	0235-64-5812
		羽黒庁舎総務企画課	0235-26-8772
		櫛引庁舎総務企画課	0235-57-2111
		朝日庁舎総務企画課	0235-53-2113
	酒田市	危機管理課 危機管理係	0234-26-5701 ・8時30分～17時15分まで ・被災届出証明も受付
	庄内町	環境防災課 危機管理係	0234-43-0242
	三川町	(1) 罹災証明書 町民課 税務係	0235-35-7026
(2) 被災証明書 産業振興課		0235-35-7017	

2 被災者のための住宅提供

◆ 公営住宅の提供

山形県は、令和2年7月豪雨により被災された方を対象に、県営住宅を一時的に無償で提供しています。提供期間は平成3年3月31日までです。

詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。

【山形県建築住宅課 安心居住推進担当】

電話番号：023-630-2649

FAX番号：023-630-2639

3 被災住宅の応急修理等

◆ 災害救助法が適用された市町村において、災害により住宅が大規模半壊又は半壊・準半壊の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を、市町村が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。応急仮設住宅として提供する民間賃貸住宅の修理についても対象となる場合があります。

◆ 1世帯当たり59万円5千円（準半壊は30万円）が限度額です。

◆ 以下の全ての要件を満たす方（世帯）が対象になります。

① 当該災害により、「大規模半壊」「半壊」「準半壊」の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること

・「全壊」の住家は、修理を行えない程度の大きな被害を受けた住家であるため、応急修理の対象外とされていますが、全壊の場合でも応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象となります。

② 応急修理を行うことによって、被害を受けた住宅に住み続けることができると見込まれること

※ 応急修理期間中に応急仮設住宅の使用が可能です。

今般の災害で、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者は、応急仮設住宅への入居が可能となりました。

ただし、入居期間は、災害発生日から原則6か月（応急修理が完了した場合は速やかに退去）です。

（内閣府公表資料） <http://www.bousai.go.jp/pdf/kasetsujutaku.pdf>

◆ 詳しくは、お住まいの市町村窓口にお問い合わせください。

※市町村の連絡先は【32 市町村連絡先一覧】をご参考にしてください。

4 災害ゴミの収集等

- ◆ 被災市町村では、河川の氾濫等により床下、床上浸水被害で発生したごみ等について、住民による処理場への持込みに係る処理手数料の減免や市町村による戸別収集又は仮置き場の設置を行なっています。

詳しくは、下記の窓口にお問い合わせください。

市町村窓口	電 話	備考
寒河江市 市民生活課 環境保全推進室	0237-85-1914	・住居等の床上、床下浸水等により生じた災害ごみの処分費用等について支援を行います。 ・り災証明の申請（住宅のみ）や被災状況の撮影が必要
中山町 住民税務課 住民グループ 生活環境担当	023-662-2113	・災害ごみ（粗大ごみ以外）は、通常どおりごみ集積所へ出してください。 ・「粗大ごみ」は、戸別回収に伺いますので、左記窓口にご連絡をお願いします。
川西町 住民生活課 生活環境グループ	0238-42-6618	・減免を受けるためには廃棄物を持ち込む前に左記窓口での申請が必要です。

※市町村のホームページで確認できるものを記載。

5 被災住宅の補修や再建に関する相談

- ◆ 被災住宅の補修や再建に関して、相談やお困りごと、不安に感じていることの相談窓口として、公益財団法人「住宅リフォーム・紛争処理支援センター」が「住まいるダイヤル」を開設しています。

【住まいるダイヤル】

電話番号：0570-016-100（ナビダイヤル）

（PHSや一部のIP電話からは03-3556-5147）

相談時間：10時～17時（土日、祝休日、年末年始を除く）

〈注意！〉 災害に便乗した悪徳商法にご注意ください！

- ◆ 大規模災害の後には、点検商法・便乗商法等のトラブルが発生する傾向があるのでご注意ください。

本来必要ないのに「〇〇が壊れているから工事が必要」、「保険を利用すれば実質的に無料で修理できる」などと契約を迫る業者とのトラブルが多く発生しています。

不審な勧誘やご心配なことがある場合には、下記の番号までご相談ください。

・ 消費者ホットライン：188（市外局番なしの3桁番号）



お金のこと

6 災害援護資金の貸付

- ◆ 災害により住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(3年)を含め10年です。据置期間中は無利子ですが、据置期間経過後の利率は年3%です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村窓口にお問い合わせください。
※市町村の連絡先は【32 市町村連絡先一覧】をご参考にしてください。

7 生活福祉資金の貸付

【生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付】

- ◆ 災害救助法適用市町村で被災された方に対し、8月11日から当分の間、災害時特例貸付が行われています。
対象は今回の災害で被災され当面の生活費が必要な世帯で、①県内の同法適用地域に1か月程度以上居住している方、②「7月豪雨」で他県から本県に避難し、県内に1か月程度以上居住して継続的な連絡が取れる方とされています。
- ◆ 貸付限度は原則10万円以内。世帯員が死亡、要介護者が同居、世帯員が4人以上、被災した重傷者・妊産婦・小学生の児童が同居の場合は20万円以内。
- ◆ 償還期限は、据置期間（1年間）終了後、2年以内とされています。
- ◆ 必要書類は本人確認書類、住民票、り災証明書、預金通帳、印鑑。
- ◆ 詳しくは、下記の市町村社会福祉協議会か県社会福祉協議会にお問い合わせください。

【福祉資金 福祉費】

- ◆ 低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対して、住宅の補修等のための資金(250万円以内)や災害により臨時に必要な経費(150万円以内)の貸付が行われます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(6か月以内)終了後、7年以内とされています。また、連帯保証人がいる場合は無利子です。

- ◆ 詳しくは、下記の市町村社会福祉協議会か県社会福祉協議会にお問い合わせください。

市町村社会福祉協議会名	電話番号	市町村社会福祉協議会名	電話番号
山形市社会福祉協議会	023-676-7223	南陽市社会福祉協議会	0238-43-5888
米沢市社会福祉協議会	0238-24-7881	中山町社会福祉協議会	023-662-4361
鶴岡市社会福祉協議会 (鶴岡福祉センター)	0235-24-0053	山辺町社会福祉協議会	023-664-7982
〃 (朝日福祉センター)	0235-53-2795	大江町社会福祉協議会	0237-83-4122
〃 (櫛引福祉センター)	0235-57-5300	朝日町社会福祉協議会	0237-67-2465
〃 (羽黒福祉センター)	0235-62-4534	西川町社会福祉協議会	0237-74-5677
〃 (藤島福祉センター)	0235-64-3100	河北町社会福祉協議会	0237-72-7800
〃 (温海福祉センター)	0235-43-2114	大石田町社会福祉協議会	0237-35-3383
酒田市社会福祉協議会 (酒田支部)	0234-25-0350	舟形町社会福祉協議会	0233-32-2733
〃 (松山支部)	0234-62-2843	大蔵村社会福祉協議会	0233-75-2111
〃 (平田支部)	0234-52-2260	戸沢村社会福祉協議会	0233-72-2112
〃 (八幡支部)	0234-64-3765	最上町社会福祉協議会	0233-43-3180
新庄市社会福祉協議会	0233-22-5797	高畠町社会福祉協議会	0238-52-4486
寒河江市社会福祉協議会	0237-83-3220	川西町社会福祉協議会	0238-46-3040
上山市社会福祉協議会	023-695-5095	白鷹町社会福祉協議会	0238-86-0150
村山市社会福祉協議会	0237-52-0321	飯豊町社会福祉協議会	0238-72-3353
長井市社会福祉協議会	0238-88-3711	小国町社会福祉協議会	0238-62-2825
天童市社会福祉協議会	023-654-5156	三川町社会福祉協議会	0235-66-4410
東根市社会福祉協議会	0237-41-2361	庄内町社会福祉協議会 (立川福祉係)	0234-43-3066 0234-56-3373
尾花沢市社会福祉協議会	0237-22-1092		

実施主体：社会福祉法人山形県社会福祉協議会

問合せ先：〒 990-0021

山形市小白川町2-3-31 (山形県総合社会福祉センター内)

電話：023-622-5699 (平日9時~17時)

8 災害復興住宅融資等に関する相談窓口

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、建設資金、購入資金又は補修資金について、金利を優遇した災害復興住宅融資を行っています。借り入れには、市町村が発行する「り災証明書」が必要です。

詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。

【住宅金融支援機構 災害専用ダイヤル】

電話番号：0120-086-353（通話料無料）

営業時間：9時～17時（祝日、年末年始を除く。）

9 住宅ローンの返済

- ◆ 「令和2年7月豪雨」に関しては、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」が適用されています。当該ガイドラインには、住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組みがあります。詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。
下記の窓口でも銀行に関する相談や照会等をお受けしています。

【全国銀行協会相談室】

電話番号：0570-017109（ナビダイヤル）

03-5252-3772

（PHSや一部のIP電話からは03-3556-5147）

受付日：月曜日～金曜日（祝日及び銀行の休業日を除く）

受付時間：午前9時～午後5時

10 被災学生等特別就職相談窓口

- ◆ 山形労働局では、令和2年7月豪雨により被災した就職活動中の学生等に緊急支援を行うため、「被災学生等特別就職相談窓口」を設置しました。
令和2年7月豪雨の影響により面接に行けなかった、企業が採用活動を休止して影響を受けたなどの労働に関するご相談がありましたら、以下の窓口へお問い合わせください。

【被災学生等特別就職相談窓口】

開設場所 やまがた新卒応援ハローワーク

山形市双葉町1-2-3 山形テルサ1階

電話 023-646-7360

開設時間 午前9時30分～午後6時00分（土、日、祝日、年末年始を除く）

11 労働保険

- ◆ 財産に相当な損失を受けて労働保険料が納付できないとき
令和2年7月豪雨の被害により、財産に相当の損失を受けた場合について、一定の要件に該当するときは、納付の猶予が認められます。

労働保険料等の納付猶予制度（厚生労働省HPへ）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000646827.pdf>

お問い合わせ先

【山形労働局 総務部 労働保険徴収室】

電話番号：023-624-8225

受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分

- ◆ 労災保険の請求にあたって事業主や医療機関の証明が受けられないとき
令和2年7月豪雨の被害により、「労災保険」による給付（治療や投薬、休業補償など）の請求にあたって、事業主や医療機関の証明を受けるのが困難な場合には証明が受けられなくても請求書を受け付けております。

（厚生労働省HPへ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12262.html

- ◆ 詳細は最寄りの労働基準監督署又は山形労働局労働基準部労災補償課までお問い合わせください。

【山形労働局 労働基準部 労災補償課】

電話番号：023-624-8227

受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分

労働基準監督署	電話番号	管轄区域
山形	023-608-5257 (労災課)	山形市、天童市、上山市、寒河江市、山辺町、中山町、大江町、河北町、朝日町、西川町
米沢	0238-23-7120	米沢市、長井市、南陽市、川西町、高畠町、小国町、飯豊町、白鷹町
庄内	023-541-2675 (労災課)	鶴岡市、酒田市、庄内町、三川町、遊佐町
新庄	0233-22-0227	新庄市、舟形町、真室川町、金山町、最上町、鮭川村、大蔵村、戸沢村
村山	0237-55-2815	村山市、東根市、尾花沢市、大石田町



役所の手続のこと

12 国税関係

- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域
山形税務署	023-622-1611	山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町
寒河江税務署	0237-86-2244	寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町
米沢税務署	0238-22-6320	米沢市、南陽市、高畠町、川西町
長井税務署	0238-84-1810	長井市、小国町、白鷹町、飯豊町
村山税務署	0237-53-2151	村山市、東根市、尾花沢市、大石田町
新庄税務署	0233-22-5111	新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村
鶴岡税務署	0235-22-1401	鶴岡市、三川町、庄内町
酒田税務署	0234-33-1450	酒田市、遊佐町

- 国税庁ウェブサイト（災害関連情報）
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/index.htm#a002>

13 県税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産取得税、自動車税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期限の延長の救済措置があります。

- ◆ 詳しくは、最寄りの県税窓口にお問い合わせください。

名 称	電話番号	管轄区域
村山総合支庁課税課	023-621-8139	山形市、上山市、天童市、山辺町、 中山町及び県外
村山総合支庁納税課	023-621-8135	
村山総合支庁納税課 西村山税務室	0237-86-8136	寒河江市、河北町、西川町、 朝日町、大江町
村山総合支庁納税課 北村山税務室	0237-47-8619	村山市、東根市、尾花沢市、 大石田町
最上総合支庁税務課	0233-29-1226	新庄市、金山町、最上町、舟形町、 真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村
置賜総合支庁税務課	0238-26-6013	米沢市、南陽市、高畠町、川西町
置賜総合支庁税務課 西置賜税務室	0238-88-8209	長井市、小国町、白鷹町、飯豊町
庄内総合支庁税務課	0235-66-5423	鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、 遊佐町

14 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、固定資産税、住民税、国民健康保険税(料)、介護保険料等に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長等の救済措置が受けられる場合があります。
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。
※市町村の連絡先は【32 市町村連絡先一覧】をご参考にしてください。

15 公共料金の減免措置等

- ◆ 電気、ガス、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。

また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続き方法について、各社へご確認ください。

○東北電力

【お問い合わせ窓口】

お客さまセンター

電話番号：0120-175-466

受付時間：9時～17時 平日（祝日・土曜・日曜除く）

○NTT 東日本

【料金問合せ受付センター】

電話番号：0120-002-992

受付時間：9時～17時 （土日・祝日・年末年始を除きます）

- ◆ 上下水道についても、基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは、上下水道の事業者（市町村）にお問い合わせください。
- ◆ NHKでは、災害救助法の適用区域内で建物が、半壊、半焼または床上浸水以上の被害を受けた場合、申出に基づき、6か月間、受信料が免除になります。

【問合せ先】

電話 0570-077-077（9時～20時 休日も受付）

※ つながらない場合、050-3786-5003（有料）

16

年金手帳などを紛失した場合、
国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。詳しくは、各年金事務所にお問い合わせください。
- ◆ 国民年金被保険者について、令和2年7月豪雨により被災し一定の要件に該当する損害を受けられた場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。厚生年金保険被保険者については、お勤め先にお問い合わせください。また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。
- ◆ 詳しくは、被災者専用フリーダイヤルにお問い合わせください。

【被災者専用フリーダイヤル】

電話番号：0120-808-678

受付時間：月曜日 午前8時30分～午後7時

火曜～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

第2土曜日 午前9時30分～午後4時

- ◆ 年金相談に関する一般的なお問い合わせは、「ねんきんダイヤル」電話 0570-05-1165 へおかけください。
また、詳細は市町村またはお近くの年金事務所（平日8:30～17:15）にお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域
山形年金事務所	023-645-5111	山形市、上山市、天童市、東村山郡
寒河江年金事務所	0237-84-2551	寒河江市、村山市、東根市、西村山郡
新庄年金事務所	0233-22-2050	新庄市、尾花沢市、北村山郡、最上郡
鶴岡年金事務所	0235-23-5040	鶴岡市、酒田市、東田川郡、飽海郡
米沢年金事務所	0238-22-4220	米沢市、長井市、南陽市、東置賜郡、西置賜郡

17 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、相続、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。詳しくは、下記の山形地方法務局・支局・出張所にお問い合わせください。

（受付時間）平日8:30～17:15

名称	電話番号	管轄区域
山形地方法務局	023-625-1619 (登記部門)	山形市、上山市、天童市、東村山郡（山辺町、中山町）
村山出張所	0237-53-2812	村山市、東根市、尾花沢市、北村山郡（大石田町）
寒河江支局	0237-86-3258	寒河江市、西村山郡（河北町、西川町、朝日町、大江町）
新庄支局	0233-22-7528	新庄市、最上郡（金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村）
米沢支局	0238-22-2148	米沢市、長井市、南陽市、東置賜郡（高畠町、川西町）、西置賜郡（小国町、白鷹町、飯豊町）
鶴岡支局	0235-22-1003	鶴岡市、東田川郡（三川町）
酒田支局	0234-25-2221	酒田市、東田川郡（庄内町）、飽海郡（遊佐町）

18 自動車の廃車手続等

- ◆ 被災自動車（軽自動車除く。）の廃車手続の際には申請書、ナンバープレート2枚、自動車検査証、所有者の印鑑証明書、所有者の実印を準備し、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続する必要があります。

なお、手続につきましてはその他必要となる書類もありますので、下記運輸支局又は検査登録事務所までお問い合わせ下さい。

名称	電話番号	管轄区域
山形運輸支局	050-5540-2013	山形県（庄内自動車検査登録事務所の管轄に属するものを除く。）
庄内自動車検査登録事務所	050-5540-2014	山形県のうち鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町

- ◆ 軽自動車の廃車手続については、下記の軽自動車検査協会にお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域
軽自動車検査協会 山形事務所	050-3816-1835	山形県（庄内自動車検査登録事務所の管轄に属するものを除く。）
軽自動車検査協会 山形事務所 庄内支所	050-3816-1836	山形県のうち鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町

軽自動車検査協会ホームページ「Q&A」のコーナーからも廃車手続に必要な書類等を確認することができます。

- ◆ また、被害を受けて廃車となった被災自動車の所有者は、自動車重量税の還付を受けることができます。

詳しくは、ナンバープレートを管轄する上記山形運輸支局、庄内自動車検査登録事務所、軽自動車検査協会山形事務所にお問い合わせください。

- ◆ 大雨による浸水被害等を受けて水に浸かった車両は、水が引いても使用しないでください。外見上問題がなさそうな状態でも、感電事故や、電気系統のショート等による車両火災が発生するおそれがありますので、自分でエンジンをかけず、お買い求めの販売店、最寄りの整備工場にご相談ください。



民間の手続きのこと

19 令和2年7月豪雨金融庁相談ダイヤル

- ◆ 金融庁金融サービス利用者相談室では、令和2年7月豪雨による災害発生に関し、被災者の皆様からの各種民間金融機関の窓口に関するお問合せや民間金融機関等とのお取引に関するご相談等を受け付けるため、相談ダイヤルを開設しています。

相談は、電話、FAX、メール、文書で受け付けています。

相談ダイヤルの詳細は、下記のとおりです。

- 受付時間（電話）：10：00～17：00（平日のみ）
※ FAX、メールは24時間受付
- 電話番号：0120-156811（フリーダイヤル）
03-5251-6813（IP電話からの場合）
- FAX番号：03-3506-6699
- メールアドレス：saigai@fsa.go.jp
- 住所（文書）：〒100-8967
東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
金融庁 金融サービス利用者相談室
- ※ FAX、メール、文書で受け付けさせて頂いた場合には、相談室より、原則平日10：00～17：00の間に、お電話をお返し致します。
- ※ 一般の「金融機関との間の個別トラブルに関する相談等や金融行政に関する意見・要望等」については、0570-016811（IP電話からの場合は、03-5251-6811）におかけください。

20 損害保険

- ◆ 損害保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。
 - ご契約の損害保険会社
 - 日本損害保険協会そんぽADRセンター（平日 9:15～17:00）
電話 0570-022808（ナビダイヤル）
（IP電話からは 同センター東北 電話 022-745-1171）
- ◆ 証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は、次の窓口で照会できます。

- ・日本損害保険協会自然災害等損保契約照会センター（平日 9:15～17:00）
電話 0120-501331（フリーダイヤル）

21 生命保険の契約内容

- ◆ 各生命保険会社において、今回の災害で災害救助法が適用された地域の被災契約者の契約について、次の特別取扱いが行われています。
 - ・ 申出により、保険料の払込みの猶予期間が最長6か月延長されます。
 - ・ 申出により、必要書類を一部省略する等により、保険金、給付金、契約貸付金の簡易迅速なお支払いが行われます。
- ◆ 家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。
 - ・ 生命保険協会「災害地域生保契約照会センター」（平日 9:00～17:00）
電話 0120-001731（フリーダイヤル）
 - ・ かんぽ生命保険かんぽコールセンター（平日 9:00～21:00、休日 9:00～17:00）
電話 0120-552-950（フリーダイヤル）
0120-744-552（高齢のお客様専用コールセンター）

22 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ 金融機関、生命保険会社、損害保険会社、証券会社等では、通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金の払い戻し、保険金の請求等ができます。
 - ・ 各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口
 - ・ ゆうちょコールセンター
電話 0120-108420（フリーダイヤル）
（受付時間 月曜日～金曜日 8:30～21:00、土日・祝日 9:00～17:00）

23 法律相談等の窓口

- ◆ 日本司法支援センター（法テラス）では、被災された皆さまが抱えている問題（住まい・不動産、金銭の借入れ、損害賠償など）について、解決に役立つ法制度や相談窓口などの情報提供を行っております。

- 被災者専用フリーダイヤル（無料法律相談）
 - 電話番号：0120-078309
 - 受付時間：平日 9:00～21:00
 - 土曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）



医療・健康のこと

24 医療保険の受診、介護サービスの利用

- ◆ 災害救助法の適用市町村の住民の方で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽに加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、1月から医療機関、介護サービス事業所等の窓口で保険証と保険者が発行する「免除証明書」を提示いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

- ◆ 「免除証明書」については、ご加入の保険者でお手続きをお願いいたします。手続き及び内容の詳細は、ご加入の保険者にお問い合わせ下さい。

25 こころの悩みや健康に関する相談

- ◆ 災害にあわれた方のこころの悩みや健康面で心配なことや不安なことについて、電話で相談をお受けしています。

・心の健康相談ダイヤル（山形県精神保健福祉センター）

電話：023-631-7060

受付時間：平日 9時～12時、13時～17時



教育のこと

26 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、 JASSO支援金の受付

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）では、災害救助法適用地域の世帯の学生に対する給付奨学金の家計急変採用、貸与奨学金の緊急採用・応急採用、奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出等を受け付けています。

<問合せ先>

- ・ 緊急採用奨学金について

在学している学校の奨学金担当窓口

- ・ 奨学金返還について

「奨学金相談センター」 電話：0570-666-301

（平日9:00～20:00）

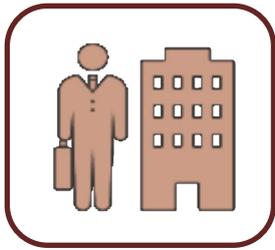
- ◆ 学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対してJASSO支援金（10万円、返還不要）を支給しています。

申請期限は、災害がおきた日の次の月から数えて、6か月以内となっています。

<問合せ先>

（独）日本学生支援機構 政策企画部寄附金室 JASSO災害支援金担当

電話：03-6743-3185



事業者の方へ

27 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業・小規模事業者・農林漁業者等の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

【日本政策金融公庫】 受付時間 平日（9時～17時）

支店名	事業種別	電話番号
山形支店	国民生活事業	023-642-1331
	農林水産事業	023-625-6135
	中小企業事業	023-641-7941
米沢支店	国民生活事業	0238-21-5711
酒田支店	国民生活事業	0234-22-3120

【商工組合中央金庫】 山形支店 023-632-2111
酒田支店 0234-24-3922

【山形県信用保証協会】

『令和2年7月3日からの大雨による災害に関する特別相談窓口』

（受付時間 平日：9:00～17:00）

本店営業部 023-647-2240
米沢支店 0238-23-7630
長井支店 0238-84-1674
新庄支店 0233-22-3171
酒田支店 0234-22-7644
鶴岡支店 0235-22-6122
企業支援部 023-647-2247

【山形県商工会連合会】

経営相談窓口 050-3540-7211

(受付時間：午前8時30分～午後5時15分(土日、祝日を除く。))

【商工会議所】 山形商工会議所 023-622-4666
酒田商工会議所 0234-22-9311
鶴岡商工会議所 0235-24-7711
米沢商工会議所 0238-21-5111
新庄商工会議所 0233-22-6855
長井商工会議所 0238-84-5394
天童商工会議所 023-654-3511

【山形県中小企業団体中央会】 023-647-0360

(庄内支所) 0234-22-4945

【中小企業庁】 山形県よろず支援拠点 023-647-0708

(平日 9:00～17:00/土日祝 10:00～17:00)

【東北経済産業局】

「令和2年7月3日からの大雨による災害に関する特別相談窓口」

東北経済産業局 産業部 中小企業課 022-221-4922

【独立行政法人 中小企業基盤整備機構】

「特別相談窓口」

東北本部 企業支援部企業支援課 022-716-1751

28 農林漁業関係の支援

- ◆ 被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の利用や災害復旧貸付等について、下記の相談窓口を設置しています。

日本政策金融公庫 山形支店	023-625-6135
農林中央金庫 山形支店	023-641-6271



そのほかの情報

29 消費生活相談窓口

- ◆ 消費者庁は、地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内する「消費者ホットライン（188番）」（全国共通）を設置しています。連絡先が分からない場合は、ご利用ください。

相談窓口	電話番号	受付時間等
消費者ホットライン	局番なしの 「188(いやや)」	郵便番号等を入力いただくことで、お近くの市町村や都道府県の消費生活センター等の消費生活相談窓口が案内されます。

- ◆ 消費者ホットライン（188）のほか、直接、各地の消費生活センター等に相談することもできます。

【山形県の消費生活センター】

消費生活センター	電話	受付時間
山形県消費生活センター	023-624-0999	平日 午前9時～午後5時
置賜消費生活センター	0238-24-0999	平日 午前9時～午後5時
最上消費生活センター	0233-29-1370	平日 午前9時～午後5時
庄内消費生活センター	0235-66-5451	平日 午前9時～午後5時

30 外国人の相談窓口

- ◆ 公益財団法人山形県国際交流協会は、6か国語による外国人生活相談を開設しています。それぞれの言語を母国語とする相談員が対応しますので、お気軽にお電話ください。

外国人相談窓口（多言語対応） 電話番号：023-646-8861

日本語	火～土曜日	10:00～17:00
英語	火～土曜日	10:00～17:00
中国語	火・金曜日	10:00～14:00
ポルトガル語	水曜日	10:00～14:00
韓国語	木・土曜日	10:00～14:00
タガログ語	金曜日	10:00～14:00
ベトナム語	第2・第4土曜日	10:00～14:00

31 義援金について

- ◆ 山形県の被災者支援のための義援金の募集は、令和2年12月28日（月）で終了しました。
- ◆ 日本赤十字社山形県支部、山形県共同募金会においても、山形県を限定した義援金の募集は、和2年12月28日（月）で終了しました。
- ◆ 被害を受けた市町村における義援金の受付については、各市町村のウェブサイトをご覧ください。

32 市町村連絡先一覧

- ◆ 各市町村の令和2年7月豪雨災害に関するお問い合わせの際は、下記をご参考にしてください。

※ 災害救助法が適用される市町村のみ掲載しております。

（金山町、真室川町、鮭川村、遊佐町を除く）

地区	市町村名	電話番号(代)	郵便番号	所在地
村山	山形市	023-641-1212	990-8540	山形市旅籠町2-3-25
	寒河江市	0237-86-2111	991-8601	寒河江市中央1-9-45
	上山市	023-672-1111	999-3192	上山市河崎1-1-10
	村山市	0237-55-2111	995-8666	村山市中央1-3-6
	天童市	023-654-1111	994-8510	天童市老野森1-1-1
	東根市	0237-42-1111	999-3795	東根市中央1-1-1
	尾花沢市	0237-22-1111	999-4292	尾花沢市若葉町1-2-3
	山辺町	023-667-1111	990-0392	東村山郡山辺町緑ヶ丘5
	中山町	023-662-2111	990-0492	東村山郡中山町大字長崎120

地区	市町村名	電話番号(代)	郵便番号	所在地
	河北町	0237-73-2111	999-3511	西村山郡河北町谷地戊81
	西川町	0237-74-2111	990-0792	西村山郡西川町大字海味510
	朝日町	0237-67-2111	990-1442	西村山郡朝日町大字宮宿1115
	大江町	0237-62-2111	990-1101	西村山郡大江町大字左沢882-1
	大石田町	0237-35-2111	999-4112	北村山郡大石田町緑町1
置賜	米沢市	0238-22-5111	992-8501	米沢市金池5-2-25
	長井市	0238-84-2111	993-8601	長井市ままの上5-1
	南陽市	0238-40-3211	999-2292	南陽市三間通436-1
	高畠町	0238-52-1111	992-0392	東置賜郡高畠町大字高畠436
	川西町	0238-42-2111	999-0193	東置賜郡川西町上小松1567
	小国町	0238-62-2111	999-1363	西置賜郡小国町大字小国小坂町2-
	白鷹町	0238-85-2111	992-0892	西置賜郡白鷹町大字荒砥甲833
飯豊町	0238-72-2111	999-0696	西置賜郡飯豊町大字椿2888	
最上	新庄市	0233-22-2111	996-8501	新庄市沖の町10-37
	最上町	0233-43-2111	999-6101	最上郡最上町向町644
	舟形町	0233-32-2111	999-4601	最上郡舟形町舟形263
	大蔵村	0233-75-2111	996-0212	最上郡大蔵村大字清水2528
	戸沢村	0233-72-2111	999-6401	最上郡戸沢村大字古口270
庄内	鶴岡市	0235-25-2111	997-8601	鶴岡市馬場町9-25
	酒田市	0234-22-5111	998-8540	酒田市本町2-2-45
	庄内町	0234-43-2211	999-7781	東田川郡庄内町余目字町132-1
	三川町	0235-66-3111	997-1301	東田川郡三川町大字横山字西田85